

平成23年4月21日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成22年(ネ)第8197号 不当利得返還等請求控訴事件(原審・横浜地方裁判所平成22年(ワ)第739号)

口頭弁論終結日 平成23年2月17日

判 決

東京都千代田区大手町一丁目2番4号

控訴人	プロミス株式会社
代表者代表取締役	久保健徳
訴訟代理人弁護士	沼尾雅子
同	市川統子
同	池本康次

横浜市

被控訴人	○	○	○	○
訴訟代理人弁護士	栗山博史			
主文				

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人

- (1) 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。
- (2) 被控訴人の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は第1, 2審を通じて被控訴人の負担とする。

2 被控訴人

主文同旨

第2 事案の概要(略語等は、原則として、原判決に従う。)

1 本件は、一審被告株式会社クラヴィス（当時の社名は、株式会社クオーローン等。以下「クラヴィス」という。）との間で、原判決別紙「取引履歴1」記載のとおり、金銭消費貸借契約に基づく借入れと返済を繰り返し（第1取引），その後、控訴人との間で、原判決別紙「取引履歴2」記載のとおり、金銭消費貸借契約に基づく借入れと返済を繰り返した（第2取引）とする被控訴人が、それらを通算して利息制限法所定の制限利率により利息計算の引直しをすると過払金が発生しており、かつ、控訴人及びクラヴィスは上記弁済金の受領が法律上の原因を欠くものであることを知っていたとして、不当利得返還請求権に基づき、過払金元本、民法704条前段の確定利息又は遅延損害金として、クラヴィス及び被控訴人に対し、60万9012円及び内金60万8675円に対する平成19年9月8日から支払済みまで年5分の割合による金員の連帯支払、被控訴人に対しては、さらに18万3285円及び内金15万7339円に対する平成21年5月8日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求めた事案である。

原審は、被控訴人の請求のうち、クラヴィスに対する請求を全部認容したが、被控訴人に対する請求は、79万2297円及び内金76万6014円に対する平成21年5月8日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で認容し、その余の請求を棄却した。

控訴人はこれを不服とし、前記裁判を求めて控訴をした。

2 本件に関する争いのない事実等は、原判決「事実及び理由」の「第2 事案の概要」の1に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 争点及び争点に対する当事者の主張は、次項において当審における当事者の主張を付加するほか、原判決「事実及び理由」の「第2 事案の概要」の2及び3に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、クラヴィスの主張部分を除く。

4 当審における当事者の主張

(控訴人)

- (1) 被控訴人は、クラヴィスからクラヴィスが貸金業を廃業すること、引き続き借入をすることを希望する場合は、控訴人と新たに契約する必要があることを伝えられ、控訴人と新たに契約することを自ら選択したのであり、平成19年9月7日控訴人の店舗を来訪し、クラヴィスへの返済資金の融資を申し込み、「残高確認書兼振込代行申込書」(乙9。以下「本件申込書」という。)に必要事項を記入し、控訴人に対し、貸付金をクラヴィスの口座に被控訴人名義で振り込むように依頼したのであり、控訴人はこれに応じて被控訴人名義でクラヴィスの口座へ貸付金を振り込んだ(以下上記やりとりを「本件切替手続」という。)。控訴人が被控訴人に対し、控訴人への切替を勧め、被控訴人がそれに応じて切り替えたという原判決の事実認定は誤りであり、債務引受の受益の意思表示に類する関係が既に形成されていたという原判決の判断も、誤った事実認定に基づくものであるから、誤りである。
- (2) 控訴人は、本件切替手続をした際、クラヴィスと被控訴人の併存的債務引受合意の事実を知らなかった。しかも、本件申込書は、クラヴィスから借入を受けることができなくなるため、控訴人が、更なる借入継続を望んで、クラヴィスからの貸金返還債務を被控訴人から借り入れて返済することの代行を被控訴人に依頼するものにすぎず、同申込書4項の記載も被控訴人が紛争等の窓口になることに異議はないことを述べたにすぎない。
- (3) 本件切替手続は、控訴人が切替を強制したということではなく、これに応じるか否かは被控訴人に委ねられていた。また、本件申込書には、クラヴィスの過払金返還債務については何ら触れられておらず、本件切替手続の際に、控訴人が被控訴人に対して、クラヴィスの過払金返還債務を承継すると信頼させるような行為をしたということもない。控訴人は、クラヴィスの顧客の利益保護にも配慮して業務提携契約(乙7。(以下「本件業務提携契約」という。)を締結したのであるが、クラヴィスが廃業した後も、業務体制の見

直しを進め、クラヴィスを他に売却することを検討せざるを得なくなり、その変更契約（乙8。（以下「本件変更契約」という。））を締結した。貸金業界をめぐる状況が急激に変化していく中で、かかる判断も非難の対象とはならない。よって、控訴人において、第1取引と第2取引とを一連の取引として充当計算をすることを否定することが信義則上許されないという事情はない。

（被控訴人）

- (1) 被控訴人は、事実上、控訴人との契約に切り替えるしか選択肢はなかったのであり、控訴人の働きかけによって、控訴人の店舗に赴き、本件申込書（乙9）の作成など本件切替手続をしたものである。
- (2) 本件切替手続は、専ら控訴人側の事情に基づくものであり、他方、顧客にとっては、控訴人らの関連会社間の内部的な問題であり、これによって格別不利益を被ることがないとの認識のもとに、このような取扱を受け入れてきたものといえる。そうすると、控訴人が、本件変更契約の効果として併存的債務引受条項に基づく過払金返還債務の負担を否定することは、自ら立案して実行してきた組織再編の前提を覆すものであり、かつ、契約切替に同意した顧客の信頼を損なうものであり、信義則に反し、許されないというべきである。

第3 当裁判所の判断

1 前記争いのない事実等、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

- (1) クラヴィスは、平成19年当時、控訴人の100%子会社であった。（甲2）
- (2) 控訴人は、グループ金融子会社の再編を目的とし、平成19年6月18日、控訴人、クラヴィス（当時クオーコローン）、サンライフ株式会社との間で「プロミスグループ国内金融子会社再編における基本合意書」を締結し、廃業

するクラヴィスの債権を控訴人に移行することとし、顧客の一部について、控訴人が、顧客との間で極度貸付基本契約を含む消費者向け無担保ローンに関する契約（以下「切替契約」という。）を締結し、各顧客に金員を貸し付け、同金員を各顧客の依頼に基づきクラヴィスに送金して各顧客のクラヴィスに対する貸金残債務の弁済に充当し、これにより上記貸金残債務を完済し、各顧客とクラヴィスとの取引を控訴人との取引に切り替える手続をすることとした。（甲1、乙7、弁論の全趣旨）

そして、控訴人とクラヴィスは、同日、上記基本合意書で定める切替契約におけるクラヴィスの媒介業務等に関し、本件業務提携契約を締結した。本件業務提携契約においては、①切替契約の実施に当たり、クラヴィスの顧客の利益の保護を図るとともに、切替契約に係る業務を潤滑に推進することを目的とする（第1条1項）、②控訴人との間で切替契約を締結したクラヴィスの顧客に対して負担する利息返還債務及び当該利息返還債務に付帯して発生する経過利息の支払債務その他クラヴィスが上記顧客に対して負担する一切の債務（以下「利息返還債務等」ともいう。）について、控訴人及びクラヴィスが連帶してその責任を負うものとし、これにより生じた控訴人とクラヴィスとの連帶債務における両者の負担部分は、控訴人が0割、クラヴィスが10割とする（第5条2項、以下「本件債務引受条項」という。），③控訴人とクラヴィスは、上記顧客に対し、控訴人と切替契約をした後のすべての紛争に関する申出窓口を控訴人とする旨を口頭及び確認書への記載によって告知する（第5条3項）ことなどが定められていた。（乙7）

(3) 被控訴人は、平成12年8月16日から、クラヴィスとの間で継続的な金銭消費貸借取引を行っていたところ、平成19年9月7日、控訴人の支店を訪れ、本件切替手続を行った。具体的には、被控訴人は、「私は、プロミスグループ再編により、株式会社クオークローンに対して負担する債務を、新たにプロミス株式会社からの借入により完済する契約の切替について、以下の1か

ら4の内容を確認・依頼・同意のうえ署名します。」と記載された「残高確認書兼振込代行申込書」(本件申込書)に署名した。そして、クラヴィスに対する同日時点の約定利率による貸金残債務が48万9998円であることを確認した。さらに、被控訴人は、同日、控訴人との間で基本契約(以下「本件基本契約」という。)を締結し、クラヴィスに対する上記貸金残債務48万9998円と同額の金銭を借り受けた。控訴人は、それを被控訴人の依頼に基づき、クラヴィスに振り込み、それが上記貸金残債務に充当されることによりクラヴィスと被控訴人との第1取引は終了し、控訴人と被控訴人との間の第2取引が開始された。なお、被控訴人は、本件申込書において、クラヴィスとの契約に係る書類等について破棄することを依頼する旨記載し、控訴人に提出した。また、本件申込書には、「株式会社クオーレローンにおける本日までの取引に係る紛争等の窓口は、従前の契約先に係わらずプロミス株式会社となることに異議はありません。」と不動文字で記載されていた。(乙2ないし4, 9)

- (4) 控訴人は、同日、被控訴人との本件切替手続に基づき、被控訴人に対し、48万9998円を貸し付け、被控訴人に代行して、その全額をクラヴィスの返済に充てた。(乙2, 5)
- (5) 本件切替手続の直前において、被控訴人とクラヴィスとの取引につき、利息制限法に基づき引き直し計算をすると、原判決別紙3のとおり、過払金が60万8675円、利息が337円発生していた。
- (6) 控訴人とクラヴィスは、平成20年12月15日、本件業務提携契約に関し、同日以降、クラヴィスが切替契約の締結時までに顧客に対して負担していた利息返還債務等はクラヴィスのみが負担し、控訴人は何ら責任を負わないこと、同日より前に控訴人に対して取引開示や利息返還債務等の支払の申し出をした顧客との間の法律関係並びに当該顧客に関する控訴人及びクラヴィスの間の法律関係については、変更前の本件業務提携契約の規定に従うこと

と等を内容とする本件変更契約を締結した。（乙8）

2 争点(1)（第1取引と第2取引につき一連の取引として充当計算することができるか。）について

(1) 前記認定事実によれば、本件債務引受条項は、クラヴィスが切替契約を締結した顧客に対して負担する利息返還債務及び当該利息返還債務に付帯して発生する経過利息の支払債務その他クラヴィスが顧客に対して負担する一切の債務について、控訴人がクラヴィスと連帶して併存的に引き受けることを約した、顧客を第三者とする第三者のためにする併存的債務引受契約（以下「本件併存的債務引受契約」という。）と解するのが相当である。

したがって、控訴人は、クラヴィスの顧客に対する過払金返還債務等に關し、本件併存的債務引受契約についての当該顧客の明示ないし默示の受益の意思表示により、当該顧客に対して過払金返還債務等を負担するものである。

(2) そこで、本件併存的債務引受契約において、被控訴人が控訴人に対し、明示ないし默示に受益の意思表示をしたか否かについて判断する。

前記認定事実によれば、控訴人は、クラヴィスの顧客の利益を図ること及び切替契約に係る業務を潤滑に推進することを目的として、クラヴィス等との間で、本件業務提携契約を締結し、同契約において、切替契約を締結した顧客に対する利息返還債務等を控訴人がクラヴィスと併存的に引き受けること、及び、顧客に対しては、切替契約後のクラヴィスと顧客との取引に係る紛争に関する申出窓口を控訴人とすることを告知することを合意し、実際に本件申込書において、クラヴィスと顧客との紛争の申出窓口を控訴人とすることを明示したものである。そして、控訴人は、クラヴィスの顧客である被控訴人に対して、本件債務引受条項を含む本件業務提携契約を前提として切替契約の説明を行い、被控訴人は、これに応じて、切替契約後はクラヴィスに代わり控訴人が被控訴人とクラヴィスとの取引に係る紛争の申出窓口になることを了解した上で、本件申込書に署名し、これに基づいて、控訴人と本

件切替手続を行ったものである。控訴人がクラヴィスと被控訴人間の取引に係る紛争の窓口になるということの意味は、控訴人が同紛争についてどの範囲までの法的責任を持つかということに関して明確な記載ではないものの、クラヴィスから控訴人への業務の移行という切替契約の趣旨からすれば、控訴人がクラヴィスと内部的に取り決めた範囲でクラヴィスと顧客との紛争を責任を持って処理をするという趣旨に解釈することができるのであり、被控訴人は、控訴人とクラヴィス間で締結された本件債務引受条項を含む本件業務提携契約の具体的な内容あるいは法律的な構成について明示的には知らされていなかったとしても、本件切替手続において、クラヴィスと顧客との過去の取引に關し、控訴人が顧客に対し負う法的責任、すなわち顧客である被控訴人が受ける法的利益については、それがどのような法的構成により生じるものであっても、これを享受するとの默示の意思を表示して、本件切替手続を行ったものと認められる。

そして、被控訴人の法的な利益についてはこれを享受するとの意思表示は、上記のとおり包括的なものであるから、控訴人とクラヴィスとの内部的な取決めが本件併存的債務引受契約という構成であるとすれば、当然に、この第三者のためにする契約についての受益の意思表示を含むものと解するのが相当であり、被控訴人は、第三者のためにする契約としての本件併存的債務引受契約について、民法537条所定の受益の意思表示をしたものと認められる。

(3) この点に關し、控訴人は、被控訴人においては本件債務引受条項の存在を知らなかつたはずであり、これを知らないで受益の意思表示をすることはあり得ないと主張する。

しかしながら、前記判示のとおり、控訴人は、本件業務提携契約の趣旨に沿つて、クラヴィスの顧客である被控訴人に対して、本件債務引受条項を含む本件業務提携契約を前提として切替契約の説明を行い、被控訴人は、これ

に応じて、被控訴人とクラヴィスとの間の紛争の申出窓口を控訴人とするとの記載のある本件申込書に署名し、これに基づいて、控訴人と本件切替手続を行ったものであって、その手続において、クラヴィスと控訴人との間の本件業務提携契約の内容（本件債務引受条項などの法律構成）までが明確に説明されていなかったとしても、本件業務提携契約に基づくクラヴィスから控訴人への法律関係の承継に伴って控訴人が負う法的責任すなわち被控訴人に生じる法的な利益についてはこれを享受するとの包括的な意思表示、すなわち被控訴人とクラヴィスとの間で過去に生じていた法律関係が控訴人に引き継がれるとすれば、これに同意あるいは承認をするという包括的な受益の意思表示をし、これを前提として本件切替手続を行ったものということができる。そうである以上、被控訴人がクラヴィスとの取引により過払金返還債務が発生していたことや本件業務提携契約の内容（本件債務引受条項などの法律構成）を具体的に承知していなかったとしても、被控訴人の法的利益を享受するとの包括的な意思表示には民法537条所定の受益の意思表示も当然に含まれると解することは何ら妨げられないものというべきである。

(4) また、控訴人は、控訴人とクラヴィスは、本件業務提携契約の内容を一部変更し、クラヴィスとその顧客との間で行われた取引によって生じた過払金返還債務は、クラヴィスのみが責任を負うことになったと主張する。確かに、控訴人とクラヴィスとの間の債務引受契約は、この2者の間で締結されたものであり、被控訴人の受益の意思表示があるまでは、その内容を変更することができると解する余地がある（民法538条）。

しかしながら、前記(2)のとおり、被控訴人は本件切替手続において默示的に受益の意思表示をしたと認められるから、被控訴人の権利は発生しており（同法537条2項），控訴人及びクラヴィスは、これを変更し又は消滅させることはできない（同法538条）から、本件変更契約によって上記被控訴人の権利が消滅したということはできない。

したがって、控訴人の上記主張はいずれも理由がない。

- (5) 以上によれば、控訴人は、被控訴人と本件切替手続を行った平成19年9月7日の時点で、被控訴人とクラヴィスとの間の継続的な金銭消費貸借取引から生じた過払金に係る不当利得返還債務及びこれに付帯して発生する民法704条前段に基づく利息債務について、併存的に債務を引き受け、被控訴人はこれについて默示に受益の意思表示をしたものと認められる。
- (6) そして、本件債務引受条項は、上記のとおりの法律効果を発生させるものであることに加え、本件業務提携契約は、クラヴィスの顧客の利益保護を目的としていること、被控訴人とクラヴィスとの間の継続的な金銭消費貸借取引に係る基本契約は、同契約に基づく借入金債務につき利息制限法所定の制限利率を超える利息の弁済により過払金が発生した場合には、他の借入金債務が存在しなければ、これをその後に発生する新たな借入金債務に充当する合意を含むと解されること、本件切替手続における被控訴人と控訴人との間の継続的な金銭消費貸借取引に係る本件基本契約も、同契約に基づく借入金債務につき利息制限法所定の制限利率を超える利息の弁済により過払金が発生した場合には、他の借入金債務が存在しなければ、これをその後に発生する新たな借入金債務に充当する合意を含むと解されることに照らすと、被控訴人と控訴人との間の切替契約は、被控訴人とクラヴィスとの間の継続的な金銭消費貸借取引により発生した過払金及びその利息について、切替契約に基づき発生する新たな借入金債務に充当する合意を含むと解するのが相当である。
- (7) したがって、控訴人は、被控訴人とクラヴィスとの間の第1取引と被控訴人と控訴人との間の第2取引を一連の取引として、利息制限法所定の制限利率に引き直した計算による過払金返還債務を負担するものである。
- 3 争点(2)（控訴人及びクラヴィスは悪意の受益者であるか。）について
貸金業者が、借主からの弁済金のうち、制限超過部分を利息の債務の弁済とし

て受領したが、その受領につき貸金業法（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ。）43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の悪意の受益者であると推定される（最高裁平成19年7月13日第二小法廷判決参照）。

本件においては、クラヴィスが第1取引当時、貸金業者であったこと、クラヴィスが利息制限法所定の利率を超えて貸付けを行い、制限超過部分を含む各弁済金を受領していたことが認められるところ、控訴人は、本訴において貸金業法43条1項の適用があることについて主張立証せず、また、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ上記特段の事情があるとの主張立証もしていないのであるから、悪意の受益者として、過払金発生時からの法定利息を付して過払金を返還すべき義務を負う。

4 結論

以上によれば、控訴人は、被控訴人とクラヴィスとの間の継続的な金銭消費貸借取引（第1取引）と控訴人と被控訴人との間の継続的な金銭消費貸借取引（第2取引）をそれぞれ一連の取引として、利息制限法所定の制限利率に引き直した計算による過払金返還債務を負担する。本件取引全体について、引き直し計算すると、原判決別紙3の計算書のとおり、最終取引日の平成21年5月7日時点で、76万6014円の過払金元金及び、2万6283円の法定利息が発生していることが認められる。

よって、被控訴人の控訴人に対する請求は、79万2297円及び内金76万6014円に対する平成21年5月8日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で理由があるが、その余は理由がないから、原判決は結論において相当であり、本件控訴は理由がないから棄却することとして、

主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第14民事部

裁判長裁判官 設樂 隆一

裁判官 滝澤 雄次

裁判官脇博人は転補のため署名押印することができない。

裁判長裁判官 設樂 隆一

これは正本である。

平成23年4月21日

東京高等裁判所第14民事部

裁判所書記官 七五三一正

